

第 5 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月8日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「限る」の次に「。次号において単に「家畜伝染病」という」を加え、同項第3号中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に、「結核病」を「結核」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号に掲げる作業を除く。）で知事が定めるもの

第4条第2項第1号中「及び第3号」を「、第3号及び第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項第3号の改正規定は、公布の日又は家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第16号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

感染症防疫作業手当について、国家公務員における取扱いを踏まえ、対象となる作業を追加する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。